

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
所長 金丸 憲史
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|--|---|
| <p>1 脳・心臓疾患
労災認定基準を20年ぶりに見直す方針</p> | <p>5 お知らせ
算定基礎届により9月から社会保険料が変わります</p> |
| <p>2 特集 男性の育休取得を促進
改正育児・介護休業法のポイント</p> | <p>6 すっきりわかる。労災保険
外注の個人事業者は労災保険の対象になる?</p> |
| <p>4 TOPICS</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シニア人材の就業実態と
シニアの働き方が若手に与える影響 ●改正過労死等防止対策
勤務間インターバルの導入促進 | <p>7 人事労務の法律ミニ教室
指示に従わない社員を解雇できる?</p> |
| | <p>8 改めて考えよう この手当
在宅勤務手当</p> |
| | <p>8 労務ひとこと
正社員、パートとも引き続き不足超過</p> |

脳・心臓疾患

労災認定基準を20年ぶりに見直す方針

厚生労働省の有識者検討会は6月22日、脳・心臓疾患の労災認定について報告書案を示しました。認定基準を約20年ぶりに見直す見通しです。

残業時間以外も重視

現行では、残業時間が「①直近1カ月で100時間超」「②直近2~6カ月平均で80時間超」など、労働時間が過労死ラインに達しているかどうかが主な判断基準となっています。

見直し案では、過労死ラインとされる労働時間数は変更しないものの、過労死ラインに近い残業がある人について、他の業務負荷も判断材料として重視すべきだと示しています。

現行の認定基準でも「諸要因を含め

て総合的に判断すべき」と定められていますが、実際には残業時間のみで判断されやすいとの指摘があり、このように残業時間以外の要因も重視する案が示されました。

勤務間インターバルが短い勤務など

残業時間以外に重視すべき「他の業務負荷」とは、たとえば右のようなものが挙げられています。

現行の認定基準ではなく、今回新たに追加されたものは「休日のない連続勤務」「勤務間インターバル^{*}が短い勤務」「身体的負荷を伴う業務」などです。

※退社から次の出社までの休息時間

残業時間以外で重視すべき要因

勤務時間の不規則性

- ・拘束時間の長い勤務
- ・休日のない連続勤務
- ・勤務間インターバル^{*}が短い勤務(約11時間未満)
- ・不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務

移動を伴う業務

- ・出張の多い業務
- ・長距離ドライバーや客室乗務員など

心理的負荷を伴う業務

- ・過重な責任、パワハラ、対人関係など

身体的負荷を伴う業務

- ・重量物の運搬や人力での掘削など

作業環境

- ・温度や騒音